

## 別表六（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）の規定、同条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。）の規定若しくは法第144条の2第1項から第3項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定若しくは令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の15第1項から第3項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は租税条約において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、当期において納付した外国法人税（法第69条第1項に規定する外国法人税をいいます。以下同じです。）の額及びその外国法人税とみなされたものの額について記載します。

ただし、次に掲げる外国法人税の額及びその外国法人税の額とみなされたものの額については、記載しません。

  - (1) 令第142条の2第5項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）（令第195条第4項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）において準用する場合を含みます。）に定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額
  - (2) 令第142条の2第7項各号（第3号を除きます。）若しくは第8項第5号若しくは第195条第5項各号又は令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第155条の27第5項各号（第2号を除きます。）若しくは第6項第5号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に掲げる外国法人税の額
  - (3) 法第23条の2第1項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける法第23条第1項第1号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額（以下「剰余金の配当等の額」といいます。）に係る令第142条の2第7項第3号又は令和2年旧令第155条の27第5項第2号に規定する外国法人税の額
  - (4) 外国法人から受ける剰余金の配当等の額（措置法第66条の8第1項、第3項、第7項若しくは第9項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第66条の9の4第1項、第3項、第6項若しくは第8項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限ります。）に係る令第142条の2第8項各号（第5号を除きます。）に規定する外国法人税の額又は外国法人から受ける剰余金の配当等の額（令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の92第1項、第3項、第8項若しくは第10項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第68条の93の4第1項、第3項、第7項若しくは第9項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限ります。）に係る令和2年旧令第155条の27第6項各号（第5号を除きます。）に規定する外国法人税の額

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額20」の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「12」から「18」までの各欄の記載がない場合には「又は(13)」を消し、当該各欄の記載がある場合には「(7)又は」を消します。
  - (2) 控除対象外国法人税の額（法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じです。）又は個別控除対象外国法人税の額（令和2年旧法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じです。）が増額又は減額された場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次により記載します。
    - イ 平成元年4月1日前に開始した事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額が同日以後に開始する事業年度又は平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度におい

て増額された場合には、「((7)又は(13))×35%と」及び「うち少ない」を消します。

ロ 平成24年4月1日前に開始した事業年度（平成元年4月1日以後に開始した事業年度に限ります。）又は連結親法人事業年度（令和2年旧法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成24年4月1日前に開始した

連結事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額が、同日以後に開始する事業年度又は連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度において増額又は減額された場合には「35%」とあるのは、「50%」として記載します。